

# 近世の「家」と知の継承

## —須田新宅家の蔵書伝来過程をめぐって—

榎 本 博

### 【要 旨】

本稿では、近世の「家」における記録類の伝来を動的に捉え、「家」における記録類の継承、とくに蓄積されてきた知の「家」を越えた管理・伝来過程を明らかにし、近世における知の継承の問題にアプローチする。

具体的な分析では、常陸国行方郡牛堀村須田新宅家とその蔵書群を事例に、本家・新宅それぞれの経営状況や両家の社会関係を踏まえ、蔵書「群」の形成・伝来過程を明らかにした。また、当主が家長として自覚し、「家」が形成されていくなかで、書物をはじめとする記録類の管理・利用のあり方が変容していくことを明らかにした。

近世において記録類＝知は、「家」を越えては継承されづらく、基本的に「家」内で継承される。知は当主の活動の所産であり、それが「家」で利用されることによって、「家」の社会的な位置が再生産されると結論づけた。記録類に関わる組織体の価値序列のなかで、書物をはじめとする記録類＝知の存在性が理解されねばならない。

### 【目 次】

はじめに

#### 1. 須田本家と新宅の成立

- (1) 須田本家と牛堀村の概要
- (2) 須田新宅家の成立とその役割
- (3) 本家の闕所と新宅

#### 2. 須田新宅家の蔵書群形成過程

- (1) 須田新宅家の蔵書目録と蔵書印
- (2) 蔵書印の特徴とその組み合わせ
- (3) 蔵書伝来・蔵書群形成過程の実態

#### 3. 須田新宅「家」と蔵書群形成

- (1) 本家における記録類の管理
- (2) 両家間における記録類の取扱いとその変容
- (3) 新宅の自立

おわりに

## はじめに

近年、記録資料学では、文書・記録に限らず、書物、AV資料など取扱う資料の対象が拡大している。記録資料学において、拡大した対象をトータルに取扱うことは重要な問題であるが、一方で、組織体・集団には独自の価値序列<sup>1)</sup>があり、それが記録資料の管理・伝来をも規定していたことは看過してはならない。すなわち、個々の記録資料の管理・伝来は、現代社会に生きる我々の価値・感覚ではなく、個々の組織体の価値序列を踏まえて論じられる必要がある。

ここでは、近世の「家」における記録類の伝来、とりわけ蔵書が独自にもつ「群」に注目したい。当時の人々は書物をしばしば蔵書目録等によって管理し、一般の文書とは同列ではない蔵書「群」として扱っていた。蔵書「群」には、それ自体に蔵書を管理する組織体の価値序列が内在しているのである。記録資料学における書物論は、書物を文書や記録とは切り離さず、史料「群」の一部を構成するものとして捉えようとする動向<sup>2)</sup>、或いは、近世史料空間論<sup>3)</sup>のなかで提言されている。これらは、記録資料学における対象の拡大、書物を古文書・古記録と選り分けて整理してきた旧来の文書整理論に対する反省に促されたものと理解される。ところが、実際に蔵書「群」としての特質を解明することはおろか、記録資料群全体に位置付けたものは見られない。さらなる記録資料学の展開のためには、書物を所有する「家」(組織体)との関わりから蔵書「群」の特質及び記録資料群全体との関係を解明することが望まれる。

さて、近世に存在した蔵書を「群」として把握する具体的な方法として、蔵書目録の分析がある。ただ、これまでの研究方法では、蔵書目録の史料性に留意<sup>4)</sup>されているものの、一点のみの蔵書目録を分析する傾向が強く、静態的な蔵書群像を描くに留まっている。蔵書をはじめとする記録を管理する組織体の価値序列は経年的に変容しており、組織体の価値序列のなかにおいて蔵書群を経年・動態的に捉える必要がある。そのためには、個々の組織や蔵書を含めた記録資料群の全体との関わりのなかで、如何に蔵書「群」が形成・伝来したのか、そしてその役割が如何に歴史的に展開していくのかを解明しなければならない。この蔵書「群」の形成・伝来の過程を動態的に捉えることにより、記録資料群全体と組織体の関わりを浮き彫りにすることができよう。動態的な蔵書「群」の分析のために複眼的アプローチが必要であり、本稿ではその具体的な方法として蔵書目録とともに、蔵書印に注目してみたい。

分析の対象は、常陸国行方郡牛堀村須田家とその蔵書群である。須田家は、水戸藩領牛堀村の庄屋役を代々勤めた「家」である。天保期には、当主為則が隠居するに伴い、分家が創出され、本家・新宅とに経営体が分かれる。須田家に関する研究には、乾宏巳<sup>5)</sup>や門前

- 
- 1) 大友一雄「近世社会における文書管理と文書認識—美濃国加茂郡蜂屋村を事例に—」(『史料館研究紀要』23, 1992年)。
  - 2) 藤實久美子「近世書籍文化論—史料論的アプローチ」(吉川弘文館、2006年)。
  - 3) 高木俊輔・渡辺浩一編著『日本近世史料学研究—史料空間論への旅立ち』(北海道大学図書刊行会、2000年)
  - 4) 橋川俊忠「近世商家の知的世界」(『歴史評論』605, 2000年)では、蔵書目録に収録されたものが実在した蔵書全体ではないことを指摘している。
  - 5) 乾宏巳『水戸藩天保改革と豪農』(清文堂、2006年)。

博之<sup>6)</sup>の成果があるが、本家・新宅の相互関係については未だ不明な点多い。たとえば新宅文書群の形成に関しても、藤村潤一郎<sup>7)</sup>は「新宅の史料ではあるが、本家の村方文書は引継がれたか、その間の事情は不明」「本・分家間の引継が、本家が政争の結果闕所になった際に新宅が乗出したか、その間の事情は不明」であるとする。近世における農民の「家」と知の問題は、情報の収集活動や地域コミュニケーションが主な論点とされてきたが<sup>8)</sup>、収集された情報が「家」のなかで如何に記録化され、如何に管理され、継承していくのか、といった観点からの研究は多くない。須田本家では、須田家や当主個人の活動によって蔵書が収集され、先代から継承した古文書・蔵書など記録類が、「家」の存続のために重視され、同族団内で秘匿される家産として後代に継承されていった<sup>9)</sup>。ここから、収集した様々な情報を「家」のなかで記録化して管理・継承していくこと自体が、「民衆の生活経験のなかからの知恵」<sup>10)</sup>であり、その活動の所産たる記録類（文書、記録、書物など）は「家」が情報を再構成し、蓄積した知であると考えられる。この知が「家」やそれを越えた同族団内でいかに管理され、継承されたのか或いはされなかったのか、これが「家」と知の関係を問う新たな論点となろう。

本稿では、本家・新宅それぞれの経営状況や両家の社会関係等を踏まえ、蔵書目録・蔵書印を手がかりに須田家新宅の蔵書群形成過程を分析する。これにより、「家」における蔵書群を含めた記録類の継承、とくに蓄積されてきた知が本家・新宅という分家問題のなかでどのように扱われたのかを明らかにすることになり、近世地域社会における知の継承の問題にアプローチできるものと考えられる。

## 1. 須田本家と新宅の成立

### (1) 須田本家と牛堀村の概要

須田家が居住する常陸国行方郡潮来領牛堀村は、水戸藩領下にあった。同村は、霞ヶ浦の湖水が現常陸利根川へ流出する地点の北側に位置し、玉造から潮来・鹿島への道筋にある。村高は、「天保郷帳」では247石余、「旧高田領取調帳」では261石余であった。「利根川図志」には、「霞ヶ浦の入口なり、霞ヶ浦は至つて渡り難き海なれば、此所に滞船して風をまつ故に出入りの船多く、此河岸に集り、また鹿島に至る利根川より横利根川を経て、浪逆の海にいたる」と紹介され、霞ヶ浦の出入口にあたる水上交通の要所、殊に風待ち湊として機能していた。さら

6) 門前博之「茨城県行方郡牛堀町須田家文書の検討」(『明治大学人文科学研究所紀要』35、1994年)、同「茨城県潮来市旧牛堀村須田本家文書の研究一年貢取付と受取を中心に」(『明治大学人文科学研究所紀要』40、1996年)、同「茨城県行方郡牛堀町須田家文書の研究—漁獵出入文書を中心に—」(『明治大学人文科学研究所紀要』44、1999年)、同「茨城県行方郡牛堀町須田家文書の研究—永山村寛永検地帳を中心に—」(『明治大学人文科学研究所紀要』50、2002年)、同「茨城県潮来市旧牛堀村須田本家文書の研究—永山村絵図を中心に—」(『明治大学人文科学研究所紀要』54、2004年)、同「茨城県潮来市旧牛堀村須田本家文書の研究—牛堀村の屋並の復元—」(『明治大学人文科学研究所紀要』59、2006年)。

7) 藤村潤一郎「須田家文書解題」(文部省史料館編『史料館所蔵史料目録 第19集』、1972年)。

8) 小林文雄「近世後期における「蔵書」の家の社会的機能について」(『歴史』76、1991年)。高部淑子「佐藤家の蔵書と情報」(渡辺尚志編『近世米作単作地帯の村落社会—越後国岩手村佐藤家文書の研究—』、岩田書院、1995年)。大藤修「近世農民と家・村・国家—生活史・社会史の視座から—」(吉川弘文館、1996年)。

9) 別稿「水戸藩領庄屋役須田家蔵書群の構造とその変容」(仮)を予定。

10) 塚本学『都会と田舎—日本文化外史—』(平凡社、1991年)。

に、筑波山・富士山を望む景勝の地としても知られ、人びとの往来の激しい集落であった。牛堀村居住者は、農業のほか、漁業・船乗りなどで生計を立てることが可能であり、持高の零細な百姓の比率が高い。

須田家は、「我家元来は武裔なれど、天正以来故有て民間に住たる」とする由緒・家伝の武具を持ち、藩初より牛堀村庄屋を勤める世襲的村役人格であった<sup>11)</sup>。当主は代々源之丞と名乗り、天保2年(1831)より水戸藩の中間支配機構たる大御山守役<sup>12)</sup>を勤めている。同家は、酒造業や貸金業なども営んでいたが、地主小作経営<sup>13)</sup>が主要な経営基盤であった。

同家の土地所持高は、明和・安永期に一度傾斜し経営的危機を迎えるが、文政期頃からしだいに安定し、徐々に土地集積していく。天保期には土地集積を活発にし、天保13年(1842)の検地実施前には持高が100石を越え、「寄生地主」化を遂げていった<sup>14)</sup>。須田家の当主は、牛堀・永山両村の庄屋役を世襲していたが、天保の検地前後に様々な役職にも就任し、政治的な上昇を遂げていく。さらに、当主の文化的活動が確認されるのも、文化・文政期頃からであった。須田家は、天保期には経済的・政治的に上昇し、地域において突出した存在になったといえる<sup>15)</sup>。

## (2) 須田新宅家の成立とその役割

天保15年(弘化元年、1844)正月、須田為則の十男重作が須田本家より両親を伴い分家したことにより、須田新宅家が成立した。この新宅創出や本家新宅関係については、本家当主為章(為則の嫡子・重作の兄)と、隠居の為則の不仲説や、「本家は諸生派、新宅は天狗派」<sup>16)</sup>で対立関係にあったことなどが指摘されているが<sup>17)</sup>、史料的には明らかとはいえない。むしろ分家後にも本家と新宅、あるいは為則・重作と為章の交際がみとめられ、不仲説では説明がつかない。については行論に関わる範囲で本家と新宅の関係について少しく考察しておきたい。

分家直前に為則が認めた家訓には「田畠入付米金取立・かし金の儀ハ両方持合ニ而取立懐わけ可致候事」<sup>18)</sup>とあり、本家は新宅となる重作へ土地75石分(年収入地代5両余、売米代13両余)と貸金利息徴収権(年収入8両余)を分配している。新宅は、本家の経営基盤を引継ぎ、本家同様の地主経営・貸金業を営んでいたと考えられる。

為則をはじめ須田本家の当主は、文化的素養・地域運営の力量をもち、牛堀・永山村の庄屋役をはじめ、大御山守役や検地御用役人等様々な役職を勤めている。一方の、新宅の初代当主となった重作為憲は、「梅軒」や「竹苞」と号し、父為則の趣味でもあった俳諧・茶道・華道を好んだ。性格は比較的「温和」な人物であったとされる。重作も文化的な素養を有し、牛堀・

11) 乾前掲書。

12) 大御山守とは、藩有林管理を職掌として成立し、18世紀以降に藩の広域支配全般を担う役職として全領に展開、主に郡奉行の支配に属し、10ヵ村程度の村方の支配にあたった。村々の庄屋・組頭・小御山守(村内の山林管理を担う村役人)などは大御山守の配下として支配を受ける形となっていた(籠橋俊光「隠密」と「内意」—水戸藩における中間支配機構の上申と行政遂行」(『日本歴史』636、2001年)。

13) 乾前掲書。

14) 乾前掲書。

15) 別稿「水戸藩領庄屋役須田家蔵書群の構造とその変容」(仮)。

16) 前掲藤村解題。

17) 前掲乾著書、153頁では、須田誠太郎氏の記述の墓碑銘を引用して、為則と為章の「性格相異」を指摘する。

18) 須田本家(横浜市)文書64(茨城県立歴史館所蔵)。以下、須田本家文書を「本家」と略す。

近世の「家」と知の継承（榎本）

永山両村庄屋役、大御山守役添役・本役を勤めている。本家と新宅の当主の各役職の就任期間を示したものが表1である。表からは、本家当主が勤めた役職を新宅当主重作が引継ぎ、一定の期間勤めると本家に引継がれ、さらにまた、新宅が引継ぐといった具合に、双方向的な役職の引継ぎが見られる。本家と新宅の関係はいかなるものだったのか、次の史料を引用する。

【史料1】<sup>19)</sup>

儀定書

一、此度重作庄屋役之儀本家人別内之儀ニ候間、被仰渡書は本家江相納置候儀は勿論ニ候、在役中重作一代は本家人別ニ組入居可申候事

表1 本家・新宅役職年表

本家当主	新宅当主	年代	大御山守役	大御山守添役・見習	牛堀・永山庄屋役	関連事項	
為章(茂十郎)	(分家)	天保 14年				○正月、重作両親を伴い分家	
	為則/重作	弘化 1年				○4月、庄屋為章(茂十郎)検地郷役人仰付らる、大御山守格代々苗字帯刀御免○4月、大御山守為則盃拝領○為則御勝手方御用達申付らる	
		弘化 2年					
		弘化 3年					
		弘化 4年					
		嘉永 1年				○9月9日、須田重松(為憲)郡奉行尾羽平蔵より田方小検見御用筆取を申付られる	
		嘉永 2年				○6月、重作代々麻上下着用御免継ぐ	
		嘉永 3年					
		嘉永 4年				○9月、須田家八郎磨様鹿嶋参詣につき小休・旅館御用	
	嘉永 5年				○3月、須田家貞操院様鹿嶋参詣につき小休・旅館御用		
	嘉永 6年				○4月、為則郷士列に仰付○8月、為則遺言を遺す		
	為憲(重作)	安政 1年				↓	○8月、重作牛堀・永山両村庄屋
		安政 2年					
		安政 3年					
		安政 4年		↓			○5月、源之丞(為則)頼いにより大御山守(天保2~)御免○5月、重作大御山守添役仰付らる
		安政 5年			↑		○10月11日、9代為則(喜源治)死去
		安政 6年					
		万延 1年					○9月5日、新宅嫡子幹三生れる
		文久 1年					
		文久 2年			↓		○12月、重作大御山守本役・堀之内茂木両村庄屋兼帯仰付らる○12月、内蔵八牛堀・永山両村庄屋
		文久 3年	↑			↑	
		元治 1年	↑				○9月、為章石田丹後後役として大御山守役就任
		慶応 1年	↑				○閏5月、為章代々御日見格仰付らる
	慶応 2年			↑		○正月、内蔵八大御山守見習仰付らる	
	慶応 3年	↓		↑		○11月15日、本家嫡孫駒之丞袴着祝儀	
	為孝/駒之丞	為幹(幹三)	明治 1年	↑	↓	↑	○3月、内蔵八脱走○4月、宗家源之丞水戸藩より欠所○4月本家財産鑑売○4月、重作牛堀・永山両村・大御山守役勤める
			明治 2年				
			明治 3年				
明治 4年							
		明治 5年	↓		↓	○1月14日、10代為章(茂十郎)死去○1月26日新宅重作死去○内蔵八江戸にて死去○1月、幹三水戸藩より下等郷士仰付らる○1月、幹之介水戸県より牛堀・永山両村村長に任じられる(〜3月)○3月、幹之介新治県より牛堀・永山両村村長に任じられる(明治6年10月辞職)	

\*実線は新宅、点線は本家(為章・為孝)

19) 本家213。

但人別名前肩書ニ役名相記シ置、当人之功劳も永く相伝可申事、役儀之儀は一兩年之内模様見合せ本家江相帰り候様心掛可申候、聊も押領々間敷儀いたす間敷候一、重作一代は勿論、子孫ニ至り候とも本家大切ニ相心掛、村事・鎮守祭事等にて本家之次席ニ立可申候、尤御用席は本家之儀ニ不拘、時宜ニより候事

一、年始歳暮五節句等祝儀本家江相勤可申事

右之通、父源之承より申渡、親族立合取極候儀相違無御座候、以上

本家

須田茂十郎 (印)

嘉永七年子八月廿八日

同 重作 (印)

親族

高安佐太郎

須田源八 (印)

この史料は、新宅当主重作が牛堀村・永山村庄屋役に就任した際、本家と新宅間で取り交わした議定書である。第1条では、重作庄屋役就任に際し、郡奉行よりの「被仰渡書」は本家が保管すること、重作が在役する間は「本家人別」で御用を果たすことを取り決めている。さらに、「役儀」すなわち庄屋役は、1・2年後には庄屋役は本家への返還するよう心掛け、本家から奪い取るようなことはあってはならない、と付則が設けられる。親族も含めた須田家一族は、先祖代々勤めてきた牛堀・永山村庄屋役は本家が勤めるべきものと考えたのである。そのため分家筋の重作が庄屋役を勤めるには、「本家人別」に「組入」が必要となる。だが、あくまでも「組入」は一代限りであり、重作以下の分家筋の人々は、庄屋役を勤める家になれないと議定される。水戸藩郡奉行が発給した庄屋役就任命令書「被仰渡書」を本家が保管するとしたのも庄屋役を「本家人別」の「役儀」とする認識からといえる。庄屋役就任後の文久2年(1862)10月、重作は庄屋役を退任し、本家為章の子為孝(内蔵八・重作の甥)に譲り渡している。その退任の理由は、「亡父為則翁遺書之通り信義ヲ守り願之上内蔵八江讓」<sup>20)</sup> だったためだった。「亡父為則翁遺書」には、「一、本家は柎木のたてなれハ根本なり、根本に土を養へト枝葉の分家もともに繁茂也」「一、分家は柎木の枝葉也、枝葉をきりすきてハ本木いたく枯る、也」<sup>21)</sup> と記される。重作は、父の遺言を守り、「枝葉」の役割を果たしたのである。第2条では、重作及び新宅の者は、子々孫々本家を大切にしよう心がけ、御用の際は時宜によるものの、村政や祭事の席次は、必ず本家の次席に立つことを記す。第3条では、年中行事の際は、本家へ祝儀を執り行なうことを取り決めている。

以上を小括すれば、本家は、先祖代々の「役儀」庄屋役を勤める「家」であった。一方、本家の経営基盤を引継ぎ成立した新宅は、「本家為補佐」<sup>22)</sup> という役割を一族から期待され、またそのような機能を自家の役割として受け入れた点に大きな特徴があったといえる。そのため役職の履歴も本家の中継ぎであり、また、日常的の交際等生活レベルにおいても、両家の関係は同格とはなりえない。この両家の関係を「本家分家関係」として捉えることにする。

20) 茨城県立歴史館所蔵須田家文書15。以下、茨城県立歴史館所蔵文書を「歴」と略す。

21) 歴史館所蔵須田新宅文書。国文学研究資料館所蔵須田新宅家文書紙焼B-4-43-194を利用。

22) 本家56。

### （3）本家の嗣所と新宅

庄屋役を退役した重作は、安政5年（1858）大御山守役添役、文久3年（1863）大御山守本役を勤め、慶応元年（1865）に同役を退任するまで、本家の中継的役割を果たしていた。

ところが、慶応4年（1868）4月に本家茂十郎為章（源之丞）とその息子内蔵八為孝は、幕末の水戸藩の政争にまきこまれ、水戸藩より嗣所の処分をうけた。この処分によって、本家の人々は離散、土地・屋敷は競り売りされることになった。以下、明治20年（1887）須田幹三筆「宗家再興顛末」<sup>23)</sup>を中心に本家の嗣所による新宅重作の対応について触れておきたい。

処分を遁れるため、本家当主為章と長男為孝は江戸へ逃亡した。重作は、本家に残された家族女子を引取り、「戸籍」を新宅へ編入するなど対応したが、為章の妻・四男千代吉は為章とともに脱走し、為孝の妻・為孝の長男・長女・二女・為章の三男は為孝の妻の実家へ潜居した。重作は潜居中の彼らに対し、度々金穀を「救与」したという。為章は江戸に潜伏していたが、明治5年（1872）に「帰籍」を許されている。為孝は明治5年頃脱走先の江戸で死去している。

本家が処分されたため、土地・屋敷は地域の人々へ競り売りとなった。重作は「祖宗ノ宅址及ヒ現宅地」を「他人ノ手ニ落ル如キアラハ又タ祖宗之地下ニ見ルコト能ハス」、すなわち、須田家本貫の地と「宗家」（本家）の宅地が他人へわたってしまうと歎いている。須田一族の協力もあって新宅は、その後本家の宅地・田畑を数度にわたって買い戻し、そのほとんどを集積した。新宅の活動により、本家の財産は散逸の危機を免れたのである。なお、新宅に集積された宅地は、為章の帰籍に伴って本家に返還されたようである。

しかし、為章の帰籍、本家の再興にもかかわらず、本家処分以後「役儀」は新宅の当主が担うこととなる。重作は、明治元年から牛堀・永山村村長を勤め、重作死去後、その子幹之介は、明治5年（1872）下等郷士に就任、以後牛堀・永山両村の戸長などを歴任する。続いて、幹三の子誠太郎は、大正7年（1918）香澄村長、昭和2年（1927）茨城県議会議員、昭和19年（1944）茨城県知事、昭和30年（1955）牛堀町長などを歴任した。特に、水害常襲地帯であった行方郡を守るため、村長や県議を努めなが治水事業を推進し、治水の父と呼ばれ、その功績をたたえて現在も北利根橋のもとに碑が建てられている。新宅は、本家に代わって、地域の政治主導権を継承していくのである。

それでは、何故、本家の「役儀」は断絶することなく、新宅に継承されたのだろうか。地域における須田本家の活動から考えてみたい。天保10年（1839）、須田源之丞為則は、水戸藩の郷校に「練兵日記」を寄贈し、水戸藩郡奉行より書物を購求する有志<sup>24)</sup>であると褒賞されている。また、同藩による天保期の検地に際しては、為則・為章は郷役人として取立てられ、検地御用に従事している。取立ての背景には、須田家が、農学者長島尉信との交流するなかで得た検地に関わる様々な知識やそれに関わる記録類を多く所有していたためと考えられる。このように、須田本家当主は、蔵書をはじめとする豊富かつ有用な記録類＝知を所有し、それに基づいた様々な社会的実践・活動をすることにより、地域における政治的役割を果たしていたと考えられる。

こうした知が、如何に新宅へ継承されていくのかを明らかにすることは、近世・近代移行期

23) 歴148。

24) 須田本家文書212。

における須田家を考える上で重要な問題となろう。ここでいう知とは、蔵書をはじめとする記録類のことである。しかし、須田本家・新宅のそれぞれの文書群には、両家間で記録類を引継いだ形跡を示す史料がなく、闕所に際して、本家が所蔵する記録類がいかに取り扱われたのか明らかでない。次章では、新宅文書群に伝存した蔵書を分析し、須田新宅の蔵書群形成過程を復元してみたい。

## 2. 須田新宅家の蔵書群形成過程

### (1) 須田新宅家の蔵書目録と蔵書印

本章では、須田新宅家の蔵書群形成過程の実態に明らかにする。はじめに述べた通り、蔵書群構造を動的に分析するにあたっては、複眼的な視点から蔵書群を捉える必要がある。

まず、蔵書目録から須田新宅の蔵書を分析しよう。須田新宅には、蔵書目録が一点現存している<sup>25)</sup>。書物は302点所収され、分類項目「経・史・文・詩・茶道・雑・訳書・稗史・俳」によって編成されている。表紙には「霞涯(幹三の雅号)」とあり、作成者は重作の嫡子須田幹三(万延元年生・大正10年没)と考えられる。所収書物には、『埃及近世史』(明治22年刊行)などがあり、目録の成立年代は明治20年代以降と比定することができる。

本家と新宅の蔵書目録を比較すると、新宅蔵書302点のうち、本家蔵書と書名が合致するものは、48点(約15%)存在する。だが、両家の蔵書目録に、同名の書物であっても、それが本家から伝来した書物と断定することができない。また、須田家文書群には、蔵書目録に記載されない書物が多く現存しており、これらが、明治20年以前の収集なのか、あるいは以後の収集なのか、この蔵書目録から判断することができない。

蔵書目録とは、ある時期に所蔵されていた書物の目録であり、ある特定の時期の蔵書群を把握できる史料である。近世における新宅家蔵書群、本家旧蔵書の実数把握、蔵書伝来過程の動的把握には、明治20年代の蔵書目録1点のみでは、方法的に限界がある。

そこで、これを克服する手段として、本稿では蔵書に捺される印章(以下、蔵書印とする)に注目してみた。管見の限りではあるが、調査の結果、須田本家文書、及び須田新宅文書(国文学研究資料館蔵、茨城県立歴史館蔵、同館蔵和書)中に蔵書印のある蔵書は185点確認できる(表2)。185点中、新宅蔵書目録と合致するものはわずか36件(約19%)であり、明治20年代以降のものとは異なる蔵書群像が導びきだせよう。

蔵書印とは、一般的に、自分の所有物であることを自他ともに知らしめ、他のものと紛れることがないようにひとつの標識を付与することが必要となり、書籍に自分の所蔵物であることを表すためにアイデンティティとなる印を捺すようになった印影・印形といわれる<sup>26)</sup>。これまで蔵書印は、書誌学分野で研究の対象となってきたが、その成果は印影の収集・形状の分析に留まっている<sup>27)</sup>。その歴史的な意義に関しては、中世古文書学の荻野三七彦<sup>28)</sup>が後世に捺

25) 歴104。

26) 国立国会図書館編『人と蔵書と蔵書印』(雄松堂、2002年)

27) 小野則秋『日本の蔵書印』(芸文社、1954年)。

28) 荻野三七彦「古文書と蔵書印」(『日本歴史』188、1964年)。



近世の「家」と知の継承 (榎本)

表2 蔵書印の確認できる史料一覧

No	蔵書目録所収	現蔵	史料番号	書名	蔵書印	伝来区分	写・版	書写年代	書写者
1		本家	257	秘記分間考	㊦	ア	写	文久2年8月	須田源之丞為幸書写、男内蔵八為孝記
2	本	本家	82	蔵書律	2:7	ア	写		
3		本家	14	天保御改正御川水留	3:4:08	ア	写		須田源之丞
4	本	新宅・歴	548	正風遠州流秘伝書	30	イ	写	天保13年10月9日	須田重松写
5		新宅・歴	123	(和歌俳句撰詩関係係録記留)	㊦、28、34、(不明)	イ	写	天保14年	(重作)
6		新宅・資	2406	遺像巻圖記	1:00	イ	写	天保15年辰春正月	
7	本	新宅・資	2407	水垢存依記	1:00	イ	写	弘化2年辰13日	須田十松(重作・為憲)
8	本・新	新宅・資	2396	三因遺稿	1:00	イ	写	弘化3年内夏6月	須田重松為憲
9		新宅・資	2464	小松屋始末集	1:00	イ	写	嘉永2年9月4日写	須田為則書述、須田重松為憲写
10		新宅・資	2464	武家秘覽泰平年表 天地人合本	1:02	イ	写	嘉永5年内夏6月6日写	須田重松為憲書写
11		新宅・資	2424	常陸帯 天	12:05	イ	写	嘉永6年内夏8月	須田重松為憲写
12		新宅・資	2425	常陸帯 地	12:05	イ	写	嘉永6年内夏8月	須田重松(花押)
13		新宅・資	31	常陸行方郡水山脚横地帳 四圍之内表	㊦	イ	写	(安政2年卯8月写)	(須田重作)
14		新宅・資	32	天保十三年寅十一月常陸行方郡水山脚横地帳	㊦	イ	写	(安政2年卯8月写)	(須田重作)
15		新宅・資	33	天保十三年寅十一月常陸行方郡牛輪柳地帳	㊦	イ	写	安政2年卯8月写	須田重松為憲識
16	本	新宅・和	和9-13	雲上明鏡大全	㊦	イ	版	(文久3年版)	
17	本	新宅・資	2457	山田朝説	1:02	イ	写	慶応元歲水無月	須田重松為憲
18	本	新宅・資	2417	地方萬葉集 総書 下	1:02	イ	写	慶応3年内夏8月	竹倉(重作)
19	本	新宅・資	2385	地方萬葉集 総書 上	1:02	イ	写	慶応3年内夏8月	須田重松
20	本	新宅・資	2415	地方萬葉集 総書 中	1:02	イ	写	慶応3年内夏8月	(重作)
21	本	新宅・資	2416	地方萬葉集 総書 中	1:02	イ	写	慶応3年内夏8月	(重作)
22	本	新宅・資	2461	武家譜法度 御定書百ヶ條 合冊	1:00	イ	写	慶応3年内夏8月	須田氏
23	本	新宅・資	2442	経済録 序・目錄・第一	㊦	イ	写		
24	本	新宅・資	2443	経済録 第二	㊦	イ	写		
25	本	新宅・資	2444	経済録 第三	㊦	イ	写		
26	本	新宅・資	2445	経済録 第四	㊦	イ	写		
27	本	新宅・資	2446	経済録 第五	㊦	イ	写		
28	本	新宅・資	2447	経済録 第六	㊦	イ	写		
29	本	新宅・資	2448	経済録 第七	㊦	イ	写		
30	本	新宅・資	2449	経済録 第八	㊦	イ	写		
31	本	新宅・資	2550	経済録 第九	㊦	イ	写		
32	本	新宅・資	2551	経済録 第十	㊦	イ	写		
33	本	新宅・資	2488	職方外紀 御調書後明鑑	㊦	イ	写		須田重松為憲(花押)
34	本	新宅・和	和1-9-12	車中故事集 百人一首	㊦	イ	版	かのえねの11月24日	花房姪の子孫書
35	本・新	新宅・和	和1-9-12	車中故事集 七	㊦	イ	版		
36	本・新	新宅・和	和1-9-12	車中故事集 七	㊦	イ	版		
37	本・新	新宅・歴	498	増補和歌題林抄上之一	㊦	イ	版		
38	本・新	新宅・歴	499	増補和歌題林抄上之二	㊦	イ	版		
39	本・新	新宅・歴	500	増補和歌題林抄上之三	㊦	イ	版		
40	本・新	新宅・歴	501	増補和歌題林抄上之四	㊦	イ	版		
41	本・新	新宅・歴	502	増補和歌題林抄上之五	㊦	イ	版		
42	本・新	新宅・歴	503	増補和歌題林抄下之一	㊦	イ	版		
43	本・新	新宅・歴	504	増補和歌題林抄下之二	㊦	イ	版		
44	本・新	新宅・歴	505	増補和歌題林抄下之三	㊦	イ	版		
45	本・新	新宅・歴	506	増補和歌題林抄下之四	㊦	イ	版		
46	本	新宅・歴	549	遠州流生花伝書	㊦	イ	写		須田十松為憲(花押)
47	本	新宅・歴	377	山田文編	㊦	イ	版		
48	本	新宅・歴	552	野山文編	㊦	イ	版		
49	本	新宅・歴	567	野山文編	㊦	イ	版		
50	本	新宅・歴	618	改算全大成	㊦	イ	版		(重作?)
51	本	新宅・和	和1-15-25	北条義朝初編 全	㊦	イ	版		
52	本	新宅・歴	121	(和歌俳句撰詩関係係録記留)	㊦	イ	写		(重作)
53	本	新宅・歴	109	行列并業者名簿之格	㊦	イ	写		須田重松為憲
54	新	新宅・歴	2409	明調一斑抄	11:02:09	イ	写		
55	本	新宅・歴	383	武藏年	12	イ	版		
56	本	新宅・歴	446	佛書年月草二編 甲	12	イ	版		
57	本	新宅・歴	514	藝輪 上	12	イ	写		
58	本	新宅・歴	723	藝輪 中	12	イ	写		
59	本	新宅・歴	538	家相四階巻之上	12	イ	版		
60	本	新宅・歴	539	家相四階巻之下	12	イ	版		
61	本	新宅・歴	541	家相秘録巻之上	12	イ	版		
62	本	新宅・歴	542	家相秘録巻之下	12	イ	版		
63	本	新宅・和	和1-7-121	外史略記	12	イ	版		
64	本	新宅・歴	452	風文書林物語巻	12:31	イ	版		
65	本	新宅・歴	371	家相秘録	15:28	イ	版		
66	本	新宅・資	2402	家相秘録	15:28	イ	版		
67	本・新	新宅・資	2383	空閑政書	5:03	ウ	写	(延享3年仲秋9日書写本)	
68	本	新宅・資	2453	西山遺集	1:5:13	ウ	写	寛政10年内夏7月写	常陸行方郡牛輪須田長光
69	本	新宅・資	2419	地方根元記 卷一	1:3:4	ウ	写	寛政10年内夏7月写	須田氏長光書
70	本	新宅・資	2420	地方根元記 卷二	1:3:4	ウ	写	(寛政11年初秋7日写之)	(常洲行方郡牛輪須田光烈)
71	本	新宅・資	2421	地方根元記 卷三	1:3:4	ウ	写	(寛政11年初秋7日写之)	(常洲行方郡牛輪須田光烈)
72	本	新宅・資	2422	地方根元記 卷四	1:3:4	ウ	写	(寛政11年初秋7日写之)	(常洲行方郡牛輪須田光烈)
73	本	新宅・資	2423	地理綱要集	1:2:3:4:06:07	ウ	写	(寛政11年初秋7日写之)	常洲行方郡牛輪須田光烈
74	本	新宅・資	2433	政録 卷三・四	5:03	ウ	写	享和の頃書写	須田朝雅
75	本	新宅・資	2460	水戸御家御記	1:5:03	ウ	写	享和2年内夏書写	須田為則書
76	本	新宅・資	2395	諸家大秘録 卷一	5:03	ウ	写	享和3歳大津月11日写之	須田重松(為則)
77	本	新宅・資	2434	物理御政談巻之五・六	5:03	ウ	写	文化元年甲子仲秋	須田朝雅
78	本	新宅・資	2435	物理御政談巻之七・八	5:03	ウ	写	文化元年甲子仲秋	須田朝雅
79	本	新宅・資	2390	沼津答問書	5:03:03	ウ	写	文化9年内夏22日・3月7日二成	菊屋然齋(花押)(為則)
80	本・新	新宅・資	2412	山田朝説	5:03	ウ	写	文化11年内夏3月	為則(為則)
81	本	新宅・資	2394	大國政要記	1:5:14	ウ	写	文化13年内夏18日	常陸牛輪須田氏朝雅
82	本	新宅・資	2393	大國政要記	1:5:13	ウ	写	文化13年内夏18日	須田氏
83	本	新宅・資	2429	折梅巻之記 下	5:03	ウ	写	文化14年内夏11日・寛政元年閏2日成	須田氏為則書
84	本・新	新宅・資	2399	足輪巻之記	1:5:03	ウ	写	文政6年内夏10月既月写	須田氏書
85	本	新宅・資	2381	年山記開	5:03	ウ	写	文政6年内夏未書月	須田氏
86	本	新宅・資	2418	萬葉集	1:2:7:8:9	ウ	写	天保元年	須田氏為則書
87	本	新宅・資	2465	勅職政問 巻之下	2:8:9	ウ	写	天保2年内夏	須田源之丞(為則)
88	本	新宅・資	2465	勅職政問 巻之上	3:4:5:03	ウ	写	天保5年内夏未書月写	須田源之丞
89	本	新宅・資	2458	山田朝説・勸農因本録 合冊	㊦㊦	ウ	写	天保10年内夏卯月・天保10年内夏4月26日	須田源之丞(為則)(花押)・須田源之丞(為則)
90	本	新宅・資	2455	近藤本多兩條下より立取軍軒老人江文浦井上州民書次郎仙傳書忠傳之写	㊦	ウ	写	安政5歳未水無月	須田為孝
91	本	新宅・資	2455	外国人傳	7	ウ	写	安政6歳未水無月	須田内蔵八源為孝
92	本	新宅・資	2382	水府地理温古録草稿	1:5:03	ウ	写		須田長光・為則
93	本	新宅・資	2387	太平秘録 乾理合冊	5:03	ウ	写		須田氏
94	本	新宅・資	2432	政録 卷一	5:03	ウ	写		須田氏朝雅
95	本・新	新宅・資	2412	國朝山草集 新井真後守君若其圖	5:03	ウ	写		
96	本	新宅・資	2462	御定書御定書百ヶ條和解	3:4:5:03	ウ	写		

No	蔵書目録所収	現蔵	史料番号	書名	蔵書印	伝来区分	写・版	書写年代	書写者
97	本	新宅・資	2391	徳鑑 全	1.5.13	ウ	写		須田氏為則書
98	本	新宅・資	2459	温智政要・明君家訓	1.2.7.8.9.13	ウ	写		須田氏為則書
99	本・新	新宅・資	2384	白川記	2.3.4.5.7.8	ウ	写		
100	本	新宅・資	2463	武家法度	9.13	ウ	写		
101	本	新宅・資	2462	御邊通付録	1.2.5.7.8.9	ウ	写		
102	新	新宅・資	2405	車懸利加書類	①③④	ウ	写		須田氏為則書 龜岡圖録(福清)に編入之/須田為憲(後筆)
103	新	新宅・資	2400	明訓一斑抄	11.5.13.18	ウ	写		
104	新	新宅・資	2463	徳平年表	2.5.11	ウ	写		
105	新	新宅・資	2436	(香取古文書)	1.5.13	ウ	写		(須田内蔵八写)(須田為憲)
106	新	新宅・資	2437	(香取古文書) 大宮司	1.5.13	ウ	写		(須田内蔵八写)(須田為憲写)
107	新	新宅・資	2438	(香取古文書)	1.5.13	ウ	写		(須田内蔵八写)(須田為憲)
108	新	新宅・資	2439	(香取古文書)	1.5.13	ウ	写		(須田内蔵八写)(須田為憲写)
109	新	新宅・資	2440	(香取古文書) 大務宜家	1.5.13	ウ	写		(須田内蔵八写)(為憲)
110	新	新宅・資	2413	農政府石 乾	1.3.4.5.13	ウ	写		
111	新	新宅・資	2414	農政府石 坤	1.5.13	ウ	写		
112	新	新宅・資	2456	尾崎流石以圖	1.13	ウ	写		
113	新	新宅・資	2430	遠山 形新江系表目録	5.13	ウ	写		須田(内蔵八)為孝写之
114	新	新宅・資	2431	遠山 山三至四	5.13	ウ	写		
115	本	新宅・資	84	大保御改正御用水留	1.25.26	ウ	写		須田源之丞
116	本	新宅・資	2397	当時珍巻要録録 天地人 合巻	1	ウ	写		
117	本・新	新宅・歴	584	密伝秘書和歌詞心伝集	⑦	ウ	写	文化3年春	須田(光列(花押))祐廣(印?) (花押)
118	本・新	新宅・歴	388	和歌原書 中央	7	ウ	写	文化4年即休正月	須田菊雅写之
119	本・新	新宅・歴	592	純理木并蘭草 合冊	8.9	ウ	写	文化4年正月	菊雅圖田原書
120	本	新宅・相	和12-24	貝開巻 上ノドノ上・上ノドノ下	13	ウ	写	文化11年戌7月	須田氏祐書
121	本	新宅・歴	615	公事訴訟取調録	1	ウ	写	文政3年戌6月10日写	常州牛嶋郡須田氏(印7.8.9)
122	本	新宅・歴	629	松蔭増補要録全	7	ウ	写	寛政12年7月	須田氏祐書
123	本	新宅・歴	580	二為三木之伝古今集秘事	7	ウ	写	寛政13年2月	
124	本	新宅・歴	545	菊の繪巻	7.8.9	ウ	写	文化14年木黒月	須田氏祐書
125	本	新宅・歴	546	菊の繪巻	7	ウ	写	文政7年霜月	祐廣(印7.8.9)
126	本	新宅・歴	545	正風流衣香 繪圖	2.30	ウ	写		
127	本	新宅・歴	556	貞吉式 古今抄 菊花式	7	ウ	写		
128	本	新宅・歴	640	遠山車馬 地記	7	ウ	写		祐廣
129	本	新宅・歴	639	さひしほり	7	ウ	写		菊雅圖須田祐廣(印7)
130	本	新宅・歴	554	佛前八家知法抄大成	7	ウ	版		須田氏祐書(印7)
131	本	新宅・歴	576	佛前あすなろふ 上	7	ウ	版		
132	本	新宅・資	2464	農政集要	10	エ	写	寛政9年梓冬再写	須田長光
133	本	新宅・資	2462	東照宮御遺付録 同百ヶ條 合冊	5	エ	写	享和2年癸亥初冬21日写之	須田氏菊雅(為則)
134	本	新宅・資	419	御用集 上	10	エ	写	(文化元年)	須田善三郎
135	本	新宅・資	419	御用集 二	10	エ	写	(文化元年)	善三郎
136	本・新	新宅・資	2398	竹葉渡業	10	エ	写	文化13年7月15日	常州牛嶋郡須田氏為則(花押)
137	本	新宅・資	2465	持倉私帳	5	エ	写	大保5年正月4日	須田源之丞為則書
138	本	新宅・資	2386	地神要法	1.30	エ	写	大保10年亥朔月	須田九郎次写
139	本	新宅・資	2471	常言多物語	10.22.23	エ	写	大保14年卯2月	須田九郎次
140	本	新宅・資	543	牛嶋山田細水山村湖谷両新田御 地御帳	⑦,21	エ	写	弘化4年9月写	(為則花押)
141	本	新宅・資	543	牛嶋山田細水山村湖谷両新田御 地御帳	⑦,21,24	エ	写	(弘化4年9月写)	(為則)
142	本・新	新宅・資	2700	和風草紙	7.12	エ	版		
143	本	新宅・資	2467	因縁考 大論 十八	7.20.21	エ	写		須田為則書
144	本	新宅・歴	551	生花百箇條讀御用書萬全	10	エ	写	寛政3年亥11月写之	(為則)
145	本	新宅・歴	550	生花百箇條	10	エ	写	享和2年戌霜月	(為則)
146	本	新宅・歴	721	御用集	7.12	エ	写	文化12年夏	須田祐廣写
147	本	新宅・歴	515	農輪巻之五	12	エ	写	文政甲申(7年)中冬	(為則)
148	本	新宅・歴	547	正風流州流伝書百ヶ條	12	エ	写	文政9年戌5月28日	須田氏(為則)
149	本・新	新宅・歴	605	佛前合小鏡	12	エ	写	寛政12年10月	菊雅改祐書
150	本・新	新宅・歴	71	枇杷園句集	8.9.10	エ	写	文化8年12月28日	須田氏然蘇(為則)(花押)
151	本	新宅・歴	574	芭蕉句集并其句角解	⑩	エ	写		卷末「文化6年乙巳秋写之 須田菊雅(印)」
152	本	新宅・歴	724	文化文政蕉風句集	16	エ	写		須田氏祐書
153	本	新宅・歴	593	絵本梅之類下	10, 33	エ	版		
154	本	新宅・歴	354	博子歌原道貞抄	1	オ	写	大保11年庚子3月日	須田九郎次為則
155	本	新宅・歴	2441	香取川文書 乾	1	オ	写	弘化4年未初夏日	須田家作為綱写
156	本	新宅・資	64	牛嶋山田山村御用日記	1	オ	写	安政2年	里止須田為憲(印)
157	本	新宅・資	2476	憲形集	24	オ	版	安政5年戊午5月	須田祐廣写、須田為憲、為綱写 (墨書)
158	本	新宅・資	2454	武田家武具實況 全	1	オ	写	安政6歲末9月25日	須田内蔵八為孝
159	本	新宅・資	2669	木ノ留	1	オ	写	(文久頃?)	須田為憲
160	本	新宅・資	70	御用留	1	オ	写	明治2年	長須田重作
161	本	新宅・資	2408	鎌倉記	5.13	オ	写	(明治26年)	須田蔵太郎
162	本	新宅・資	64	牛嶋山田山村御用日記	①	オ	写	安政4年正月	大御山守丞役兼里止須田重作 為憲
163	本	新宅・資	2410	水ノ威公撰撰余	1	オ	写	安政4年5月	須田重作為憲
164	本	新宅・資	86	水山村漁場一件略留	1	オ	写	安政4年6月	庄屋須田重作和
165	本	新宅・資	86	大御山守手帳	27	オ	写	安政4年6月	須田源之丞為則(印)
166	本	新宅・資	65	牛嶋山田山村御用日記	①	オ	写	安政5年正月	須田為憲
167	本	新宅・資	68	牛水内里御用日記	①	オ	写	万延2年正月	須田為憲
168	本	新宅・資	69	牛水内里御用日記	①	オ	写	文久2年正月2日	里止須田重作
169	本	新宅・資	416	天之物	⑮	オ	写	明治6年8月12日	憲實棟梁二心一平 老門人須田幹 之助為憲②
170	本	新宅・資	2403	新論	⑮ ●(不明)	オ	写		須田幹(幹三)
171	本	新宅・資	418	(算法補記)	⑮	オ	写		憲實棟梁二心一平 老門人須田幹 之助為憲
172	本	新宅・資	496	(算法補記)	⑮	オ	写		
173	本	新宅・資	2466	(但馬出石藩仙石家御家騒動記)	①	オ	写		
174	本	新宅・資	63	牛嶋山田御用日記	①	オ	写		庄屋須田重作
175	本	新宅・資	85	定式御用留	①	オ	写		長須田重作
176	本	新宅・資	436	定式物御用留	①	オ	写		憲之内茂木内村里止須田重作
177	本	新宅・資	87	御用書水留 地	①	オ	写		須田重作為憲
178	本	新宅・歴	29	(御見分書)	①	オ	写	安政6年3月	大御山守丞役須田重作(印27)
179	新	新宅・歴	391-392-393	明治文抄	1.30	オ	版		
180	新	新宅・歴	394-395	明治文抄	①	オ	版		
181	新	新宅・和	和9-24-1	農政地石 巻之二	29	オ	写		
182	新	新宅・和	和9-24-2	農政地石 巻之三	29	オ	写		
183	新	新宅・歴	447	鎌倉年刊 巻之三 乾	7	オ	版		
184	新	新宅・歴	448	鎌倉年刊 巻三編 地	7	オ	版		
185	新	新宅・歴	575	(元禄二年弥生萬葉歌書)	31	オ	版		巻末「梅本館竹苞」裏表紙「梅軒竹苞」

註1)「蔵書目録所収」欄：本は本家蔵書目録所収、新は新宅蔵書目録所収。

註2)「現蔵」欄：本家は茨城県立歴史館所蔵須田(横浜市)文書(本家)。新宅のうち歴は茨城県立歴史館所蔵須田文書(新宅)。和は茨城県立歴史館所蔵須田文書のうち和書・漢書に分類されるもの(和)。資は国文学研究資料館所蔵須田家文書(和)。

された蔵書印を「文書・典籍を汚」すものと批判的に評価する一方、蔵書印を過去の史料整理の痕跡であるという認識に基づき、史料整理に積極的に活用した原島陽一<sup>29)</sup>、藤実久美子<sup>30)</sup>らの仕事が見られるが、歴史学においてはほとんど注目されてこなかった。蔵書目録や蔵書印などを書物に対する価値序列とみることで、蔵書群の歴史的な役割を動的に捉えることができるのではないかと。

須田家の蔵書には多様な蔵書印がみられ、そのほとんどが巻頭に押捺されている<sup>31)</sup>。表3は、管見の限りの蔵書印の種類を一覧にしたものである。このうち、蔵書印①は、印影の天地が逆になるなど比較的乱雑に捺されている。また、いわゆる和本にかかわらず、「御用留」など豎冊の形態の史料に捺されているものが多い。蔵書印①は、使用されている朱肉などを鑑みると、おそらく近年になって捺されたと考えられる。現在の所蔵機関に移される直前の状況を窺うこ

表3 蔵書印一覧

印名	形態	印文	寸法(横)	現物	性格	備考
蔵書印①	縦長長方形朱印	「常州牛堀須田蔵書」	4.5×1.4	×	A	近代以降
蔵書印②	縦長長方形朱印	(楷書)「常陸牛堀須田氏記」	5.5×3.0	×	A	
蔵書印③	四角朱印	「瑣谷王」	1.5×1.2	×	B	須田為章印。④とセット
蔵書印④	四角朱印・白文	「須田章印」	1.9×1.8	×	B	須田為章印。③とセット
蔵書印⑤	丸黒印	「大御山守須田氏」	直径2.5	○	A	
蔵書印⑥	四角朱印	「梅軒蔵書」	1.6×1.5	×	C	
蔵書印⑦	四角朱印	「柿麻呂」	1.5×1.3	○	B	須田為則印。
蔵書印⑧	四角朱印	「菊」	1.2×1.4	×	B	須田為則印。⑨とセット
蔵書印⑨	四角朱印	「雅」	1.2×1.4	×	B	須田為則印。⑧とセット
蔵書印⑩	丸黒印	「須田十作」	直径2.8	○	B	須田為憲印
蔵書印⑪	丸黒印	「常州牛堀須田」	直径3.0	×	A	
蔵書印⑫	丸朱印	「須田十作」	直径2.8	○	B	須田為憲印。⑩の朱印。
蔵書印⑬	縦長長方形朱印	(篆書)「常陸牛堀須田氏記」	5.5×3.0	×	A	
蔵書印⑭	四角朱印・白文	「須田為憲」	2.5×2.6	○	B	須田為憲印
蔵書印⑮	四角朱印	「右田可耕書可読」	2.5×2.6	×	C	
蔵書印⑯	縦長楕円朱印	「迪齋」	2.6×1.1	×	B	須田為孝印
蔵書印⑰	縦長長方形朱印・白抜	「□竹□」	2.5×1.0	×	C	
蔵書印⑱	縦長丸楕円朱印	「楽然□□」	1.8×0.7	×	C	
蔵書印⑲	四角朱印	「□□□□書巢」	2.4×2.1	×	C	
蔵書印20	亀印			×	C	
蔵書印21	四角朱印	「□后瀬涼」	2.1×2.2	○	C	
蔵書印22	四角黒印	「為親」	1.8×2.0	×	B	須田為親印
蔵書印23	四角黒印	「須田親記」	2.8×2.5	×	B	須田為親印
蔵書印24	四角朱印・白文	「白雲□□書巢」	2.3×2.0	○?	C	
蔵書印25	四角朱印・白文	「須田章文卿氏」	3.1×3.3	×	B	須田為章印
蔵書印26	四角朱印	「文卿氏」	3.2×3.3	×	B	須田為章印
蔵書印27	四角朱印	「幽南如竹筒」	2.8×2.8	×	C	
蔵書印28	四角朱印・白文	「須田為幹」	2.0×2.3	?	B	須田幹三印
蔵書印29	四角朱印	「館山文庫」	3.0×2.5	×	C	
蔵書印30	四角朱印	「□□□□」	2.2×2.2	?	C	
蔵書印31	長四角朱印	「須田氏文庫印」	2.1×1.8	?	A	
蔵書印32	長四角朱印白文	「菊雅」	2.1×1.5	×	B	須田為則印
蔵書印33	丸黒印	「常州牛堀須田」	直径2.9	×	A	

29) 原島陽一「史料と蔵書印のこと」(『史料館報』27、1977年)、同「古い蔵書印とラベル」(『史料館報』31、1979年)。

30) 藤実前掲書。

31) なお、本稿では、署名を伴わない捺印を蔵書印とし、署名捺印(例えば、「須田為則◎」など)は検討の対象から除外した。

とが出来る興味深い蔵書印ではあるが、本稿の論旨には関わらないため、分析の対象からは外すことにしたい。ところで、須田新宅文書を所蔵する茨城県立歴史館には、新宅に伝来した現物の印鑑が所蔵されている。現物の印鑑が確認できたものは、須田新宅で使用していたと考えられ、表中に○印を付した。須田家には、以上のような多数の蔵書印が伝えられ、使用されていた。それぞれの蔵書印には独自の意味があったと考えられる。

## (2) 蔵書印の特徴とその組み合わせ

次に、各蔵書印の特徴について述べたい。すべての蔵書印に言及するには多くの紙面を要するので、特徴的なものだけに留めておきたい。

まず、蔵書印全体を概観すると、その印文から判断して、蔵書印は(A)須田家の役職や家全体を指す印文、(B)須田家中の特定の人物を指す印文、(C)その他・不明のものに大別できる。このうち、(B)の家中の特定の人物を示す蔵書印には、為則のもの(⑦⑧⑨32)、本家為章のもの(③④25, 26)、為孝のもの(⑩)、そして新宅重作のもの(⑩⑫⑬)、幹三のもの(28)、他家へ養子に遣わされる為親<sup>32)</sup>のもの(22, 23)がみられる。

為則隠居後に本家の当主となった為章、その嫡子の為孝の印影が残されているものは、一時的であれ本家所蔵していたことを示すことになる。また、現在、本家文書として伝えられる書物には、蔵書印②③④⑬⑭の押捺が確認される(Na1~3。以下、Naは表2に対応)。したがって、蔵書印②③④⑬⑭25, 26が押捺されているものは、本家より何らかの理由で伝来したものと考えられる。一方、重作の蔵書印⑩⑫⑬とその子幹三の28、現物の印鑑を確認できた⑤⑦⑫⑭は、新宅において押捺されたものと判断される。新宅の蔵書印のみが捺されるものは、新宅が収集した書物であると考えられよう。

但し、為則の蔵書印(⑦⑧⑨32)については注意を要さなければならない。すなわち、隠居後の為則が、本家と新宅のどちらに居住していたのか明らかでないため、為則の蔵書印を本家のものとしてよいか、判断できない。したがって、新宅に伝来する為則蔵書印⑦は検討の対象から除き、性格を特定できた本家印②③④⑬⑭25, 26、新宅印⑤⑩⑫⑬⑭24, 28を中心に、分析をすすめたい。

表4は、蔵書印の組み合わせを示したものである。伝来が判明する蔵書印は(A)(B)(C)の分類毎に並べ、横軸に示した。

まず、(A)須田家の役職や家全体を指す印文の組み合わせの分析をしたい。(A)の特徴としては、全件数に対して、単独で捺されたものが少なく、様々な蔵書印と組み合わせられていることが多いことがあげられる。例えば、本家印と判断される蔵書印②「(楷書)常陸牛堀須田氏記」は、全11件のうち、単独で押捺されたものはわずか「外国人物」<sup>33)</sup>(Na91)1件である。安政6年以降はその使用は見られず、(B)印である為則・為章・為孝印との組合せが多くみられる。また、同じ(A)印に属す、新宅分⑤と本家分⑬は⑤-⑬という形で組み合わせるものが

32) 為親は、為則の子、為章の弟で重作の兄。九次郎。鹿島神宮の高安佐七の養子となり、高安佐太郎と名乗った。

33) 国文学研究資料館所蔵常陸国行方郡牛堀村須田家文書2455。以下、国文学研究資料館所蔵分文書を「資」と略す。

表4 蔵書印の組み合わせ

区分	分類 印	本家印			為章印				為孝印	重作印			幹三印	新宅印	不明	単独	全件	最終使用年代	
		②	⑬	⑤	③	④	25	26	⑯	⑩	⑫	⑭	28	24					
A	①	4	19	16	7	7	1	1	2	6	6						22	63	明治2年
	②	-	2	3	1	1			1								1	11	安政6年6月
	⑤	3	34	-	4	4										1	2	38	明治26年
	⑪	1	1	2													0	2	文化9年2月22日
	⑬	2	-	34	4	4			1							1	2	40	明治26年
	31										1						0	1	-
33									1							0	1	-	
B	③	2	4	4	-	11			1							0	11	天保5年6月	
	④	2	4	4	11	-			1							0	11	天保5年6月	
	⑦	5	2	2	1	1					2				1	9	21	弘化4年9月	
	⑧	5	2	2	1	1					1					0	6	6	天保2年
	⑨	5	2	2	1	1					1					0	6	6	天保2年
	⑩	1									-					40	55	嘉永2年9月4日	
	⑫										-	1				16	27	27	慶応3年8月
	⑭										1	-	1			0	1	1	嘉永6年8月
	⑯	1	1		1	1					-					0	2	2	文久2年8月15日
	22										1					0	1	1	天保14年2月
	23										1					0	1	1	天保14年2月
	25							1								0	0	1	-
26							1								0	0	1	-	
28												1			1	0	2	2	天保14年
C	⑮									2	1	1				3	6	6	明治6年8月12日

表は主要な蔵書印のみを示しているため、単独（その蔵書印が単独で押捺されている事例数）、全件（単独・組み合わせに関わらず、蔵書印が見られる事例数）は、表中の数値と一致しない。

多い。「勸農或問・社倉私儀（合冊）」<sup>34)</sup> (No87) には、③④⑤⑬の印が確認される。これも、為章印③④と（B）印⑤⑬で組合せられているが、注目すべきは、⑤が④と⑬の上に捺される点である。つまり、本家印である④⑬よりも新宅印⑤は後年に捺され、本家から新宅へ伝来したものを見なすことができる。しかし、須田誠太郎筆（重作の孫にあたる）「雑事記」(No161) と須田幹三筆「新論」(No170) は、明治以降に著述されたものと考えられ、⑤-⑬の組み合わせがすべて本家から新宅に伝来してきたものを見なすことはできない。この事例は、後年に、本家の印鑑を手に入れ、何らかの意図で押捺した可能性を示すものであり、蔵書印の分析にとって致命的な問題である。注意を要さなければならないが、新宅に伝来した⑤、本家文書に押捺された⑬は揺るぎない事実であるから、⑤-⑬の組合せは、本家から新宅へ伝来した蔵書であると考えておきたい。以上の検討から、（A）印は（B）印と組み合わせられているもの、且つ本家から新宅へ伝来した際に新宅印が捺されたものが多いことが判明した。

続いて、（B）印の組合せについて述べたい。為章印のうち③④は11件確認される。うち10件は現在新宅文書群に所収される。父の為則印との組み合わせは1件（「白川記」<sup>35)</sup> No99）、弟の重作印との組合せはない。為章の嫡子為孝印⑯は2件中、父の為章印との組合せは一件である

34) 資2465。

35) 資2384。

(「地理細論集」<sup>36)</sup>、No73)。一方、新宅の重作印⑩⑫は、単独で押印されたものが非常に多いことがわかる。また、父の為則印との組み合わせは、⑩では1件(「枇杷園句集」No150)、⑫では2件(「和漢年契」No142、「幽蘭集」<sup>37)</sup> No146)確認される。本家の蔵書印との組み合わせは1件のみである。重作の嫡子幹三印は全2件中1件が重作印と組み合わせられている。

以上から(B)印の特徴を2点指摘しておきたい。第一に、(B)印の組み合わせには、押捺主体の親にあたる人物の印章とのものが確認されるが、その他の親族(兄弟など)との蔵書印の組み合わせがない点である。それぞれの例はわずかであるが、彼らは自らの親(先代)にあたる為則、為章、重作の印章がある書物に自らの蔵書印を押捺する。表中の網掛け部分がそれぞれの親(先代)の印と組み合わせる箇所である。押捺主体者の為章、為孝、重作、幹三は、いずれも家長となる人物であり、(B)印は家長・嫡子として蔵書を継承した証しとして捺されたのではないかと考えられる。注目すべきは、為則印のあるものに、為章印が捺されるものと重作印が捺されるものがあったことである。つまり、為則の蔵書は、本家の当主為章と新宅の重作へ分与されたと考えられるのである。ただ、分与された時期が、天保15年の分家の際なのか、安政5年(1858)に為則が死去する前後なのか定かではない。なお、重作印が単独で押捺されるものなかは、為則の署名や兄弟の為親・喜三郎(為則の弟)の署名<sup>38)</sup>がみられ、先代から分与された過程を窺えるものも存在する。

第二に、重作印は単独で押捺される(組み合わせがない)例が多い点である。これは重作が新規に収集した書物と位置づけることができる。重作が収集したものには、俳諧の連をつけて集めたものや、巻末に「于時弘化二乙巳孟秋十三日本家蔵書写」<sup>39)</sup>と記されたように、本家所蔵本より書写したものもあった。また、単独で押捺される例がないものの、為章印・為孝印も先代との組み合わせが少ない。為章・為孝も独自のルートで書物を収集していた<sup>40)</sup>。家長は、先代より蔵書を引継ぐ一方で、各々が書物を収集したのである。須田家中の特定の人物を指す印文(B)印は、先代からの蔵書継承の証しであるとともに、自らが収集した形跡として蔵書印を押捺したものと考えられる。蔵書印はまさに「家」や押捺主体者のアイデンティティに関わるものと位置づけられよう。

### (3) 蔵書伝来・蔵書群形成過程の実態

以上、(A)印と(B)印の分析から、新宅の蔵書形成過程、特に本家から伝来したものが判明する。すなわち、その伝来過程を大別すると次のとおりになる。

〔ア〕本家印が捺されているものは、現在、新宅文書群に所収されていても、本家旧蔵書である。

〔イ〕新宅印が単独で押捺されているもの(但し、為則印は除く)は、新宅の当主によって新規に収集された蔵書である。

36) 資2423。

37) 歴721。

38) ここでは、別家の養子となった為親・喜三郎の署名・蔵書印のある書物は、基本的に須田家に帰属するものと考えられ、先代の為則の蔵書であると考えておく。

39) 「水府春秋記」(資2407)。

40) 詳しくは別稿。

〔ウ〕〔ア〕のうち新宅印が捺されているもの、または新宅印はないが現在新宅文書群に所収されている蔵書は、本家旧蔵書が何らかの理由で新宅の蔵書あるいは史料として移管されたものである。

〔エ〕〔イ〕のうち先代の署名・蔵書印と家長の蔵書印が組み合わさっており、新宅重作が先代よりの引継いだ家産と判断される蔵書である。

〔オ〕蔵書印の性格が判然とせず、移管過程が不明なもの、または蔵書印①のように近代になって蔵書印が押捺されたものである。

したがって、蔵書印のある蔵書185点は、〔ア〕は3件（約1%）。〔イ〕は62件（約34%）。〔ウ〕は51件（約28%）。〔エ〕22件（約12%）となる。〔オ〕は47点（約25%）だが、内15件は本家蔵書目録に記載され、現在新宅文書群に所収されているため、〔ウ〕と推定される。したがって、推定分を差し引いて32件（約17%）になる。〔ウ〕は推定分合わせると66件（約36%）となる。

これにより、新宅の蔵書群は、約3割が当主収集分、約4割が本家旧蔵分、約1割が先代為則からの引継ぎによって生成されたと位置付けられる。蔵書印が押捺される書物のうち、約5割が本家旧蔵書であったことになる。須田新宅蔵書群の構造的特質と理解されよう。また、須田新宅文書群全体において、新宅が成立する天保期以前の文書が大量にある。これら天保期以前の文書の性格は、蔵書にみた本家旧蔵書と同じく、本家旧蔵の文書であり、何らかの理由で新宅に移管されたものと考えられる。つまり、新宅蔵書群の構造的特質は、新宅文書群の構造的特質と理解されよう。では、いかなる理由で本家の補佐役であった新宅に、本家旧蔵書・あるいは文書が大量に移管されたのだろうか。

### 3. 須田新宅「家」と蔵書群形成

#### （1）本家の記録管理と蔵書認識

前節で課題に答えるためには、①元々蔵書を所蔵していた本家の蔵書認識は如何なるものだったのか、②本家と新宅の間に記録類の行き来があったのかどうか、に言及しなければなるまい。すなわち、①は、本家は蔵書をはじめとする記録類に対して如何なる認識をもっていたのかを、②は記録を新宅へ書物を移管する可能性があったのかどうかを明らかにすることになる。

まず、須田本家の記録管理の特質を論じたい。須田本家には、大部な「須田氏秘録」と題される家記が伝えられている。編纂者は本家当主為則で、文政から天保期にかけて、これを編纂したのと考えられる。その巻末には、「此書須田氏の門戸を出さず、書写は勿論他見をゆるさず、一家の秘書也、子孫長く可重宝 但公用等にて入用之節は其ヶ條を写シて可指出、為則」とある。為則は、「祖先之筆跡」を重要視し、「他見をゆるさず」という記録を秘匿する意識を有していたのである。「祖先之筆跡」は、須田家再興と深く関わった「先祖累代之旧功」を知りうる貴重な記録であった。「家」の存続や繁栄に関わる「先祖累代之旧功」を後世に伝えるために、記録類を秘匿・保存する意識が成立したのである。この意識は、文政4年（1821）の為則著述の由緒書に初見されるが、須田家記録類を損なう危機に直面していたこと、困窮からの復興を経て、政治的・経済的・文化的に上昇していくことが背景となって成立したものであ

た。つまり、須田家の記録秘匿意識は、「家」の存続と深く関わって創出されたものと理解されるのである。また、嘉永4年(1851)9月「潮来御領村々庄屋姓名録 秘鑑」<sup>41)</sup>の表紙には、「毎年虫干之節於て庄屋後役相改、書継き置可申候事」とある。虫干しを実施し、記録類の保存・管理を心がけていたようである。

このように、須田本家では為則が記録類の管理に関して強く意識し始め、家記の編纂が行われ、記録類の秘匿意識が成立するのである。

本家蔵書もこの記録類の管理を重要視する過程に位置づけられる。本家蔵書群には、出版されているか否か、須田氏にとって有用な情報となるか否かによって、その書物を秘匿するかどうか判断され、蔵書が序列化されていたのである。須田本家が所有する蔵書は、基本的に貸出されず、一部の縁戚関係者のみに貸し出された。また、こうした意識は、為則だけの問題ではなく、為章・為孝にもみられた。すなわち、須田家においては、記録類を秘匿する意識をもち、それに基づき記録類を序列化していた。彼らは、「家」に伝えられた記録類を「家」の財産として認識していたのである<sup>43)</sup>。

## (2) 両家間における記録類の取扱いとその変容

では、本家における秘匿意識は、新宅に対して如何に作用していたのか。次の史料から考察したい。

### 【史料2】<sup>42)</sup>

- 一、人数不残本家一家内之積にて陸ニ而暮し方相訳、舞嫁年頭歳暮等之出這迄本家持ニ而可取扱、尤縁付之節仕度もの入は本家へかけ不申候事
  - 一、田畠入付米金取立・かし金之儀ハ両方持合ニ而取立懐わけ可致候事
  - 一、米穀は勿論衣類等迄本家之土蔵へ入置、勝手ニ出し入れいたし事
  - 一、来客之節諸道具勝手ニ用足し候事
  - 一、米搗・味噌搗・薪取・風呂之儀ハ本家ニ而是迄之通之事
  - 一、野菜畠物右同断、尤隠居召仕之下女老人田うえ稲刈等本家へ手伝せ候事
  - 一、古書旧記先祖之手跡無紛失、相互ニ可改事
  - 一、何事も一家内之事にて候得は、親疎之沙汰有之間敷候事
- 右は有増に候、余は右ニ准し可心得候、

この史料は、分家直前である天保15年正月に、為則が認めた「永続之帳」より抜粋したものである。「永続之帳」は、本家と分家(隠居)で分与する本家分の田畑入附米(小作米)を「心得」のため書き留めた帳簿である。表紙には「三冊之内」とあり、同時にこのほか2冊の帳簿が作成されたと考えられる。その内1冊は「貸金取調帳」であり、これには、本家と分家のへ貸金の取引先を分配すること、また本家・分家(隠居)の「暮し方大凶之積」が書き留められている。これら3冊の帳簿は、為則が隠居し、分家を立てる「心得」(計画)として書き留めたものと考えられる。

41) 本家19。須田為則筆。

42) 本家64。

43) 詳しくは別稿。



【史料2】も、為則が本家と分家（隠居）の相互関係について「心得」として書き留めたものである。内容は、例えば第1条には、新宅の人別は基本的に本家「一家」の内にあり、婚姻・年中行事の費用は新宅が負担するが、行事の執行は本家が扱うことを書き留めている。このほか、米穀・衣類は本家の土蔵に保管し勝手に出入りしてよいこと、米搗き・薪取・野菜の栽培などはこれまでの通り本家が行うことなど、本家と新宅の生活に関わって言及がなされている。総じて、本家と新宅は米穀・野菜などの食物や衣類など生活レベルにおいて、同じ須田家「一家」であると、為則は「心得」ていたのである。以上のことから、「本家分家関係」の様相とは打って変わって、両家間は比較的フラットな関係であったことが指摘できる。第7条では、古書や旧記などの先祖の筆跡の記録類は紛失することなく、本家・新宅間で相互に改めるようにとする。文政4年には、為則の記録類に対する秘匿意識が成立していたにも関わらず、両家間では記録類の相互改めが企図されていたのである。

あくまで隠居をした為則自身の「心得」であり、これが実態であったかどうかは不明である。しかし、天保15年の段階には、少なくとも為則は両家間の記録類の交換を企図しており、その他の関係においても比較的フラットな関係にあったといえよう。

それでは、嘉永7年8月の「本家分家関係」はどう考えるのか。同年同月に発給された次の史料は、【史料1】で本家に保管すると取決められた「被仰渡書」の写しである。

【史料3】<sup>44)</sup>

其村庄屋須田茂<sup>(2)</sup>十郎<sup>(重)</sup>役儀令免許、後役弟重松<sup>(重作)</sup>と申附候条、有来諸帳目録等組頭立合引渡之、役儀精密可相勤もの也

嘉永七年寅八月 金子孫二郎 印

牛堀  
永山  
両村  
庄屋  
組頭  
惣百姓

(裏面・後筆墨書)

「嘉永元申年中重松事重作と相改候所、此度先名重松と御達シニ相成候間、願之上当十月又重作ニ相改候事  
庄屋被仰付候、此本書は重作儀本家数代之名目ニ組入相勤候間、  
本家にて所蔵致申候、依而写し如此御座候、 須田為則  
嘉永七年子八月廿四日 』

内容は、本家当主茂十郎の後役として、新宅当主重作を牛堀・永山村庄屋役に任命したものである。この「被仰渡書」は、重作が他の役職に任じられた際の「被仰渡書」などと共に綴られ、史料の形態が冊子状になっている。この史料の表紙に当る箇所には、「役義被仰付候御書付大切に秘蔵して末永く重宝いたし可申事 慶応四年辰四月 須田重作為憲(花押)」とある。つ

44) 歴135。

まり、この史料は、重作宛の「被仰渡書」を慶応4年4月までに綴ったものと理解される。本文では、前役の茂十郎が所持する「諸帳目録等」を組頭立ち合いの上引き渡すようにと命じられている。実際に、本家で所蔵していた諸書類が新宅の手元に引き渡されたかは定かではないが、【史料1】でみた通り、庄屋役は「本家人別」の役儀であったため、実際に文書が新宅へ引渡されたとは考えがたい。

史料の裏面にある墨書には、この「被仰渡書」の本紙は、重作が「本家数代之名目ニ組入り」役儀を勤めたため本家に所蔵されており、為則がそれを書写した旨が記される。前年に遺言を残し、第一線を退いた為則が書写している点は注目されよう。これは、為則による「古書旧記先祖之手跡無紛失、相互ニ可改事」の実践とも位置付けられよう。記録類を相互に改めるとはいえ、あくまでも「被仰渡書」の本書は本家で保管されるべきものと認識されており、慶長4年4月にこの史料が綴られてもなお、新宅の手元に原本が渡ることはなかったことに注意したい。慶応4年4月は、本家が兩所処分を受ける直前である。本家は新宅に対して記録類を秘匿しており、新宅は本家が管理する「被仰渡書」の本書を手元に置くことが出来なかったのである。もちろん、全てを秘匿していたのではなく、内容によっては書写が許された記録の限定的な共有であった。両家間で記録が秘匿される一方で、新宅は書写した「被仰渡書」を独自に編纂、「秘蔵」し、「重宝」しようとした点にも注意しておきたい。

以上を小括すれば、天保15年時点、少なくとも為則の「心得」としては、本家と新宅の間では、相互に記録類を改めることが企図されていた。だが、本家が所蔵する記録類を新宅の手元へ譲渡することはなく、実態は書写のみが許される記録類の限定的な共有であった。これは、本家が新宅へ対し、記録類を秘匿したとものとして理解できる。

### (3) 新宅の自立

前節では、本家と新宅間の記録類の共有が、限定的であったことを確認した。ここで、注目したいことは、天保15年には記録類が両家間で相互に改めることが企図されていた段階から、嘉永7年には「被仰渡書」を本家で管理する旨が両家間で議定書が取り結ばれる段階へと転換したことである。【史料1】の第一条付則には「聊も押領ヶ間敷儀いたす間敷候」とあった。嘉永7年には新宅重作が本家に「押領ヶ間敷」振舞う余地があったことを示す。慶応4年には、新宅において独自に記録類を編纂・管理・利用する意識がみられる。すなわち、両家間の記録類の価値序列が変容するのである。

では、なぜ記録類の扱いが変容したのか。新宅の家譜<sup>45)</sup>には、重作は天保15年に両親を伴って別家を立て、彼が27歳のときに「家事を継」いだとある。家譜には重作が両親を伴って別家を立てたとあるが、重作が「家事を継」ぐまでは、新宅における家長は為則であったとみられる。なぜなら、為則は、弘化元年には御盃の下賜、また御勝手方御用達に申付られており、おおよけには須田源之丞と名乗っていたからである。重作は文政11年(1828)生まれで、27歳になるのは嘉永7年であり、嘉永元年(1848)9月9日には、田方小検見御用筆取に任じられ、同2年6月には「代々麻上下着用御免」となった。その背景には「父為則翁之譲り願之上也」があったという。つまり、父為則の水戸藩への働きかけにより、本家の為章でなく新宅の重作

45) 歴56。

が「麻上下着用」を引継いだのである。その後、父の為則は、嘉永6年4月郷土列に仰付けられ、その直後に遺言を残し、事実上「家事」から退いた。

このように、天保15年から嘉永7年の間は、新宅において為則から重作へ「家事」が譲られていく転換期であり、【史料1】にある牛堀・永山両村庄屋役就任はその総仕上げであったと位置づけられるのである。嘉永7年、重作は一人前の家長となったのである。

この重作へと「家事」が引継がれる過程において、新宅における記録類とりわけ蔵書の取扱い方にも変化がみられる。管見の限り、重作による蔵書収集活動は、新宅が成立する以前の天保13年（1842）10月9日写「正風遠州流秘伝書」（No.4）から始まる。以降、新宅成立後も収集が続けられ、新宅が収集した蔵書（表2〔イ〕）は計62件である。そのうち収集年代が確定できるのは18件であるが、蔵書印の使用例をみると、嘉永2年9月4日写「小検見始末集」（No.9）と嘉永5年（1852）6月写「武家秘覧泰平年表」（No.10）を境にして、重作の蔵書印⑩と⑫が使い分けられるようになることがわかる。蔵書印⑩（黒印）と⑫（朱印）は、印文「須田十作」・字体・寸法が全く同じであり、同一の印鑑を使用していたと考えられる。幸い、「須田十作」の印文をもつ印鑑は現存している。現状の印鑑は朱色に染まっていることから、⑩（黒印）として使用した後、⑫（朱印）として使用したと考えられる。モノ資料からも、蔵書印⑩は⑫以前に捺されていたことが指摘できる。

近世後期、幕末に至ると様々な階層の人々が朱を手にする機会が増えるのであろうが、当時、稀少な朱を使用して捺印された朱印は特別なものとして認識されていたと考えられる。蔵書印のうち（B）須田家中の特定の人物を指す印文に分類したものは、そのほとんどが朱印であった。黒印であるのは蔵書印22、23、そして⑩の3例のみである。蔵書印22、23は為親の蔵書印である。為親は別家の養子となったことは前に触れた通りである。蔵書印⑩は重作が新宅成立以前、すなわち庶子時代の使用法である。一方、朱で押捺される（B）印は、すべて家長あるいは嫡子による蔵書印である。したがって、須田家内においても、朱印は当主あるいは嫡子以外の人物は使用できなかったと考えられよう。

以上から、「須田十作」印の使用法が、墨による捺印から朱肉による捺印へと転換することは、重作の須田家内の位置づけが庶子から嫡子あるいは家長へと展開することを意味している。使用法の転換がみられる嘉永2年から5年は、重作が「代々麻上下」を免許された直後である。印鑑の使用法の変化は、重作が自立していくこの過程と無関係ではなかろう。重作は嘉永2年頃から、家長であることを自覚し、家長として蔵書収集をしていったと考えられる。蔵書の取扱いにおいても、嘉永期に重作が家長として自立していく過程があった。

重作の家長としての自覚は、両家の関係に如何なる影響を与えたのか。表2の〔ウ〕のなかには、本家為孝署名を墨で抹消し、重作（為憲）の署名を書加えたものが散見される（No.102・105等）。また、蔵書印はないが、「赤穂義士始末」<sup>46)</sup>の巻末には「此一冊ハ天保十年の六月為【章】公事有候、水府江罷出候せつ奈良屋丁の髪結所にて見付繕□いたし処、此書附ハ元禄の当時の筆記にて希有之書也、可珍重事 【茂十郎】為【章】識」とある。「赤穂義士始末」は天保10年6月に本家為章が収集したものであったが、何らかの理由で新宅に移管された。【 】で括った文字は墨消しされた文字であり、本家が所蔵していた形跡、すなわち「章」と「茂十

46) 資2463。

郎」の文字が抹消されている。おそらく、新宅の者が抹消したと考えられる。これらの書物がいつ伝来したのかは明らかでないが、本家の旧蔵であった証拠を抹消しようとする指向があったことが確認される。

慶応3年6月、重作が作成した「覚」には、「一、通名須田重作ト相定、後主色々変名すへからず、先祖ノ功勞紛敷不成様可致事、但本家ハ代々須田源之丞通名也」<sup>47)</sup>と記されている。「先祖ノ功勞」が紛らわしくなるため、後代の者が、自らの名である重作を「変名」してはならないとする。本家の当主が、代々「源之丞」を通名としていることに対比させて、重作の通名を定めているのである。

このように、嘉永期以後、重作は新宅「家」の長として自覚するなかで、従来の「本家新宅関係」を止揚し、新宅は「家」として自立していったと考えられる。

以上のように、為則が意識的に重作に様々な権限を譲り、重作自身も家長として自覚していくなかで、新宅独自に蔵書を管理・利用し、さらに「本家新宅関係」を相対化しようとする意識が芽生えていったことがわかる。水戸藩内の政争により、本家の社会的な地位が危うくなるなかで、あるいは本家の中継ぎとして「役儀」を果たしていくことを通じて、新宅の重作は独自に書物収集を図り、蔵書群を形成していった。その転換は、「須田十作」の蔵書印の使用法にみたように、嘉永期にあったと考えられる。

したがって、記録類の原本を本家から新宅に譲渡されることはほとんどなかったと考えられる。もちろん、秘匿といっても、須田新宅文書群には、本家文書を書写した写本が散見され、書写は許されていたようだが、原本が移管されることはなかったとみられる。表2の〔ウ〕本家旧蔵書が何らかの理由で新宅へ伝来した蔵書は、本家が事実上機能しなくなる、慶応4年閏4月の闕所以後に移管されたとみるべきであろう。本家が闕所となり、家財が処分され、「家」の役割を果たせなくなったため、蔵書が新宅に引継がれたものと考えられる。明治維新以後、須田新宅は地域政治の主導権を握れたのには、新宅が本家に代わって「役儀」を果たせるだけの「家」として自立し、且つ本家より記録類を引継いだことが要因となったのではないか。

## おわりに

本論で検討したことをまとめておきたい。

### (1) 新宅の基本的性格

須田新宅は、本家の経営資本を受け継ぎ、本家の補佐役として位置付けられた。本家が勤めた庄屋役や大御山守役などの役職を中継ぎし、補佐の役割を果たした。生活レベルでの本家との関係は、年中行事などの祝儀を勤めるなどが規定され、決して同格になりえない経営体であった。

### (2) 新宅の蔵書伝来過程とその構造的特質

蔵書印の分析から、新宅蔵書の伝来系統には、〔イ〕新宅の当主によって新規に収集された蔵書、〔ウ〕本家旧蔵書が何らかの理由で新宅の蔵書あるいは史料として移管された蔵書、〔エ〕先代よりの引継いだ家産としての蔵書があり、〔ウ〕の本家旧蔵書が全体の約4割を占めている

47) 歴56。

ことが判明した。また、本家旧蔵書が大量に伝来している特徴は、蔵書群のみならず、須田新宅文書群の構造的特質といえる。

### （3）新宅の自立と本家旧蔵書移管

新宅は、本家を補佐する「家」であったが、嘉永期に当主重作が家長として自立する過程において、本家を相対化する指向をもちはじめた。だが、本家は「役儀」を果たす機能を喪失しない限り、新宅へ記録類を譲渡することはなかった。新宅蔵書群の本家旧蔵書は嗣所以後に移管されたものと判断される。新宅は記録類の引継ぎと「家」の自立によって、明治維新後に地域の政治主導権を握ることができたのであろう。

以上の本家・新宅という分家問題と蔵書形成過程の分析を通じて、「家」と知の継承の問題に言及してみたい。

新宅が補佐役である限りにおいて、本家では「一家」内で記録を共有することが企図されていた。しかし、実態として、嘉永期に新宅が「家」として自立すると、独自に記録類を管理し、両家間で議定が取り結ばれ、記録類は限定的に共有されることとなった。このことから、近世において記録類＝知は、「家」を越えては継承されにくく、基本的に集団（「家」）内で継承されていくものと考えられる。記録類＝知は当主の活動の所産であり、それが「家」で利用されることによって、「家」の社会的な位置が再生産されるのである。記録類とはまさに家産（「家」の知的財産）であり、それを「永く重宝」することは「家」の存続する意識であり、そのために「家」は記録類を秘匿したのである。

筆者は、このように書物をはじめとする記録類が、それぞれの「家」（組織体）がもつ固有の価値序列のなかに存在していたことを重視したい。近年の研究では、こうした問題が捨象され、書物や蔵書が理解される傾向があるが、この個々の組織体がもつ固有性こそが、近世社会における書物の存在性を理解する上で重視されねばならないのではないか。

蔵書が社会のなかで如何に機能していくのか。様々な事例による多くの研究蓄積があるが、須田家の場合ではどうだったのか。これらの課題については、別の機会に譲ることにしたい。